



県道		合線	一四番一地先まで
B	仁賀保矢鳥館合線	〃	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷

地の区分をいう。

二 供用開始の期日 平成二十年十一月二十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第四百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年十一月十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	植田平鹿線	植田平鹿線	横手市平鹿町下鍋倉字上都一四九番三から一五三番三まで	〃	八・四〇〇～二二・二〇〇	〇・〇八二
	植田平鹿線	植田平鹿線				

二 供用開始の期日 平成二十年十一月十九日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第四百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十一月十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	比内田代線	比内田代線	大館市板沢字愛宕下一五二番地先から板沢下八一番地先まで	〃	二八・〇〇〇～五六・〇〇〇	〇・一七四
	比内田代線	比内田代線				

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月十八日から同年十二月一日まで

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田 典城

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第四百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年十一月十八日

道路の種類	路線名	区間
県道	比内田代線	大館市板沢字板沢下二七五番二地先から一三六番六地先まで

二 供用開始の期日 平成二十年十一月十八日

秋田県告示第四百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年十一月十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)

県 道	
新	旧
大館鷹巣線	大館鷹巣線
	大館市板沢字愛宕下一五二番地先から一五五番地先まで
一五・〇〇〇～一三三・〇〇〇	九・〇〇〇
	〇・〇八九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年十一月十八日から同年十二月一日まで

秋田県告示第四百九十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定に違反して、本荘港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内において次の船舶を捨て、又は放置した行為について、同法第五十六条の四第一項の規定による必要な措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第二項の規定に基づき、平成二十年十二月十八日までに当該放置等禁止区域から船舶を撤去すべきこと、及びその期限までに撤去しないときは港湾管理者が撤去することを、公告する。  
 平成二十年十一月十八日

本荘港港湾管理者  
 秋田県知事 寺 田 典 城

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所	備考
一	海王星号	長さ7.2m 幅2.3m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	船舶番号 24016496
二	Volvo PENTA	長さ5.8m 幅2.4m 水色/赤色	一	由利本荘市 水林船揚場	「成年」 記載あり
三	トモボータ	長さ5.8m 幅2.4m 赤色(上部) 白色(下部)	一	由利本荘市 水林船揚場	
四	トモボータ	長さ3.5m 幅1.5m 水色(内部) 白色(外部)	一	由利本荘市 水林船揚場	「IH」 「CRAFT」 「27」 記載あり
五	トモボータ	長さ4.5m 幅1.5m 白色(上部) 黄色(下部) 白色(下部)	一	由利本荘市 水林船揚場	「P.M」 「本荘」 記載あり

秋田県告示第四百九十六号

六	Eidai Craft	長さ4.4m 幅1.5m 黄土色/赤色 (ライン)	一	由利本荘市 水林船揚場	
七	トモボータ	長さ5.6m 幅1.6m 白色(船体) 青色(船底)	一	由利本荘市 水林船揚場	
八	ツギティン	長さ3.2m 幅1.3m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	
九	トモボータ	長さ5.5m 幅1.8m 白色(上部) 青色(下部)	一	由利本荘市 水林船揚場	
十	双胴船	長さ5.5m 幅2.4m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	マストあり
十一	ツギティン	長さ4.2m 幅1.5m 青色	一	由利本荘市 水林船揚場	
十二	ツギティン	長さ4.2m 幅1.4m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	
十三	トモボータ	長さ4.7m 幅1.7m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	
十四	トモボータ	長さ5.8m 幅1.7m 白色(船体) 青色(ライ)	一	由利本荘市 水林船揚場	
十五	ツギティン	長さ4.1m 幅1.5m 白色	一	由利本荘市 水林船揚場	
十六	トモボータ	長さ5.6m 幅1.7m 白色(外部) 青色(内部)	一	由利本荘市 水林船揚場	「秋田県本 荘市」 記載あり

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。  
 平成二十年十一月十八日

- 一 河川の名称 一級河川 米代川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年 二月十九日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
鹿角市花輪字上ミ田表百九十五番から 鹿角市花輪字上ミ田表百九十六番まで	土地	一、四〇九・二三平方メートル

関係図面は、鹿角地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他

河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第四百九十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

申請のあった年月日 平成二十年十一月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 逢い

代表者の氏名 石川 佐智子

主たる事務所の所在地 秋田県由利本荘市薬師堂字中道二百六十八番地三

定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、地域で生活する障害者及び障害児に対して、創作的活動、生産活動等を通して地域社会との交流の促進を図り、共に生きがいを持つて生活できるように「自立と共生の地域社会づくり」を目指し、地域福祉の増進に寄与する。

定款の変更内容

- (一) 目的の変更
(二) 事業の変更
(三) 役員の種別及び定数の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、平成二十年十一月十日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年十一月十八日

秋田県知事 寺田 典城

Table with 3 columns: 申請者の住所及び氏名, 道路の位置の指定箇所, 道路の延長, 道路の幅員, 指定年月日. Includes details for road improvement projects in Sendai City.

人事委員会規則

- 一 合併により設立された土地改良区
二 合併により解散した土地改良区
二ツ井町小繫土地改良区
山本郡二ツ井町切石土地改良区
荷上場土地改良区
下田平土地改良区

人事委員会規則一三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一三(現行の規則の廃止)の一部を改正する規則

規則一三(現行の規則の廃止)の一部を次のように改正する。

第二条に次のように加える。

規則七一〇四(平成十七年改正条例附則第五項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等)

規則七一〇五(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)等の一部を改正する規則



五 規則七一五〇(農林漁業普及指導手当) 第三条第一項  
 六 規則七一六一(住居手当) 第四条の三  
 七 規則七一八二(休職者の給与) 第二条第二号  
 (規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)  
**第四条** 規則七一九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。  
 第二条第三号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第四条の二、第四条の四第一項及び第七条第五号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。  
 第十一条第二項第七号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(規則七一三〇(寒冷地手当)等の一部改正)  
**第五条** 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。  
 一 規則七一三〇(寒冷地手当) 第二条第七号  
 二 規則七一四五(初任給調整手当) 第六条第二項  
 三 規則八一三(退職手当) 第四条第七号  
 四 規則七一三六(通勤手当)の一部を改正する規則(平成十六年三月九日公布) 附則第二項  
 (規則七一三六(通勤手当)の一部改正)

**第六条** 規則七一三六(通勤手当)の一部を次のように改正する。  
 第十六条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。  
 第十七条の二第一項第三号及び第十七条の四第二項中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。  
 (規則七一六二(特地勤務手当等)の一部改正)

**第七条** 規則七一六二(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。  
 第五条第三項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同項第二号並びに同条第四項第一号及び第三号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。  
 (規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部改正)  
**第八条** 規則七一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。  
 第二条第七号(六)中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第八号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改める。  
 第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改める。  
 (規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正)  
**第九条** 規則八一六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。  
 第七条の三第三項第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に、同項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣法」に改める。  
 (規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部改正)  
**第十条** 規則九一九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。  
 題名中「公益法人」を「公益的法人」に改める。  
 第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「基づき、公益法人」を「基づき、公益的法人」に改める。  
 第八条第一項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。  
 第十条中「公益法人」を「公益的法人」に改める。

**附則**  
 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

**人事委員会規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を改正する規則をここに公布する。**  
 平成二十年十一月十八日  
 秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

**人事委員会規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を改正する規則**  
 規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を次のように改正する。  
 第四条第四号中「公益法人」を「公益的法人」に改める。  
 第八条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。  
**附則**  
 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

**人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。**  
 平成二十年十一月十八日  
 秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

**人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則**  
 規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。  
 別表第一八郎湖周辺清掃事務組合の項の次に次のように加える。

北秋田 市上小 阿仁村 生活環 境施設 組合	事務局 局長 会計管理者
八郎湖 町・井 川町衛 生処理 施設組 合	事務局 事務長、参事 会計管理者

**附則**  
 この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一―二(職員団体の登録)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則一―二(職員団体の登録)の一部を改正する規則

規則一―二(職員団体の登録)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、「法第五十四条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号。以下「法人格付与法」という。)」に改める。

第四条中「法第五十四条」を「法人格付与法第三条第一項」に改め、「様式」の下に「法人となる旨の」を加える。

第六号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(86)八七六六 FAX(86)〇〇五  
E-mail:matsubaransatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄